

三職信の住宅ローン



第2回(令和2年9月) お客様アンケート結果

ご利用いただいたお客様の
貴重なご意見をまとめました!

＼お客様満足率／

100%

* 満足・ほぼ満足・普通・やや不満・不満のうち、
「満足」「ほぼ満足」の占める割合

＼お客様満足度／

4.79
/5点満点

* 5・4・3・2・1 で採点した平均点

- 三職信が平成 29 年 1 月に販売を開始しました新しい住宅ローンは、おかげさまで多くの皆様からご好評をいただき、ご契約をいただいております。
- このアンケートは、これまでにご契約いただいた方を対象に実施しており、今回で第 2 回目となります。今回は 25 名を抽出し、24 名の方からのご回答をいただき集計しました。
- 裏面には、それぞれのお客様からいただいた「生の声」を収録しておりますので、ご覧ください。

詳しくはお問い合わせください

三重県職員信用組合

三職信

検索

<https://www.sansyokushin.shinkumi.jp/>



TEL : 059-228-5205
融資課直通 : 059-213-6240

●新築／警察職員／M-5様

- 重視した点 ・10年固定であり10年後もさらに10年固定で契約できること・契約時に金利0.90%と安かったこと・つなぎ融資等の手数料がいらず、分かりやすかったこと。
- 他の金融機関 ・手数料を含めると、最終的にいくら必要なのかわかりづらいこと・固定期間終了後、金利が上がってしまい、結果的に高くなる不安があったこと。
- 検討される方へ ・とても分かりやすく、いろいろな意味で安心できると思います。

●借換／県職員／M-6様

少しでも負担のない融資をと思っていたので、手数料・保証料・保険料がないのと、金利の安さが借り換え（見直す）の決め手となりました。また、融資決定に時間を要しないことも良かったと思います。また、シンプルで分かりやすいのも魅力かなと思います。借り換え前の金融機関は、クレジットカードや給与の引き落としなどの条件ありきの金利なので、はっきりいって面倒くさく思いました。申し込みに関する説明も分かりやすく、借り入れまでも滞りなく進めることができて助かりました。担当者の方については、借り入れまでに何度か連絡し、その都度不明な点を親切に教えていただきました。また、それ以降も職場（庁舎）を訪れていただいた時には声をかけてくれるなど、良い印象しかありません。

●購入／県職員／W-1様

（三職信の住宅ローンに決めた理由は、）仕組みがとても分かりやすく、返済が給与控除だったので安心できたからです。返済が給与控除なので支払を忘れるということがないことがやはり安心です。育児休業中で給与が支給されず給与控除ができないときでも、手数料がかからない返済方法で対応していただけたので、とても助かりました。ありがとうございました。

●購入／県職員／W-2様

（三職信の住宅ローンに決めた理由は、）手数料が無料であったこと。お金を借りているのに、忘れたころにお金もらえる←利用分量配当金のこと。とても嬉しい気持ちになりますよ!!

担当者の対応は丁寧であった。また、借り入れ後も丁寧に対応してもらっている。

●購入／警察職員／T-1様

他の金融機関と比べて、信用度が違って安心出来ました。（他の金融機関は、こちらの質問に対して、きちんと説明してくれないことがありましたが、三職信はきちんと説明していただき、納得できました）

給与からの天引き、ボーナス返済なし、繰上げ返済時の手数料なし等、総合的に判断して一番良いと思いました。

●新築／県職員／Y-7様

特に一番の決め手は、とても融通が効くという点です。自分の場合は、土地と建物の契約に時差があったため、他の銀行では色々面倒なことを言われたのですが、三職信では簡便であり、親切に教えていただきながら手続きすることができたので、スムーズに借入をすることができました。

●増改築／警察職員／H-3様

他の金融機関よりも金利が低かったから、「三職信の住宅ローン」はリフォームにも使えたから。親切丁寧な対応をしてもらい、融資までもスピーディーであった。初めてのローンであったが、提出する必要書類なども一覧でわかりやすく、助かった。

●借換／警察職員／M-8様

・借り換え前の金融機関の変動金利よりも三職信の固定金利の方が金利が低く、ボーナス時の引き落としもなくなり、気持ちが楽になった。・ネットバンクの借換も検討したが、自分自身に万が一のことがあった場合、ネットバンクだと実店舗がないため、残された家族が手続きできるか、また問合せ先すら分からないのではないかとといった心配があるが、三職信の場合、そのような心配をしなくてもよい。借り換えの場合でも、手数料・保険料・保証料が無料、必要なのは、抵当権等の登記に関する費用のみ。